

令和9年度 丹波市 アフタースクール入所のご案内

▶ 受付期間

令和8年9月28日（月）～

令和8年11月2日（月）

* 年度途中入所や夏休み・冬休みのみ利用の場合も、上記期間内にお申込みいただけます。

▶ 提出先

- ◆ 各アフタースクール
- ◆ 教育部こども育成課（山南支所3階）

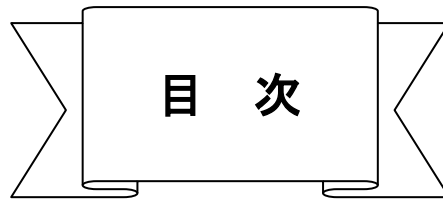
▶ 申込方法：下記の書類を提出してください。

- ① アフタースクール入所申込書兼児童台帳（児童一人につき1枚）
- ② 保育ができない状況を示す証明書（保護者一人につき1枚）

* 提出書類は一式揃えて提出してください。

* 2人以上の児童の入所を希望する場合は、年少児童の申込書に証明書等を添付してください。





1	アフタースクール一覧	……P.1
2	アフタースクールについて	……P.2
3	入所の要件・申込みについて	……P.3
4	入所承諾後の事務手続きについて	……P.6
5	入所承諾の取消について	……P.6
6	スポーツ安全保険について	……P.7
7	利用料金等について	……P.7
8	利用料金等のお支払について	……P.8
9	変更・休所・退所の事務手続きについて	……P.8
10	利用料金の減免制度について	……P.10
11	一時預かりについて	……P.11
12	緊急時の対応について	……P.11
13	申請書等様式記入例	……P.12

1 アフタースクール一覧（令和8年9月現在）

地域	名称	小学校区	住所	電話番号
柏原	崇広アフタースクール	崇広	柏原町柏原683	0795-72-0532
	新井アフタースクール	新井	柏原町鴨野479-1	0795-72-2668
氷上	中央アフタースクール	中央	氷上町成松193-1	0795-82-3496
	東アフタースクール	東	氷上町石生590-1	0795-82-0843
	西アフタースクール	西	氷上町上新庄520	0795-82-3498
	南アフタースクール	南	氷上町佐野555-1 (沼貫交流館)	090-7489-2513
	北アフタースクール	北	氷上町絹山599-2	0795-80-2139
青垣	青垣アフタースクール	青垣	青垣町佐治346	0795-87-0705 090-8881-1889
春日	春日部アフタースクール	春日部	春日町多利1774	0795-74-2442
	大路アフタースクール	大路	春日町下三井庄1080	0795-75-0507
	進修アフタースクール	進修	春日町国領1011-1	0795-75-0402
	黒井アフタースクール	黒井	春日町黒井4-8	0795-70-3087
	船城アフタースクール	船城	春日町朝日90	0795-74-2440
山南	上久下アフタースクール	上久下	山南町青田156	0795-78-0619
	久下アフタースクール	久下	山南町長野97-1	0795-77-0220
	小川アフタースクール	小川	山南町井原427-1	0795-77-0440
	和田アフタースクール	和田	山南町和田1	0795-76-0503
市島	竹山アフタースクール	竹山	市島町中竹田2092-1	080-6228-2051
	市島アフタースクール	市島	市島町梶原1124	0795-85-0113

2 アフタースクールについて

アフタースクールは、保護者の就労等の理由により、帰宅しても家庭や地域社会において適切な保育を受けることのできない小学生を対象に、アフタースクールでの生活や遊びの支援を通して児童の健全な育成を図る事業です。

▶**受入期間** 令和9年4月1日～令和10年3月31日

▶**開所日時**

開所日	曜日	時間				
		7:30	8:00	授業終了	18:00	19:00
学校開校日	月～金			←→	←→	
1日開所日 (振替休日等)	—	←→	←→	←→	←→	
長期休業中 夏季(7月、8月)	月～土	←→	←→	←→	←→	
長期休業中 夏季以外	月～金	←→	←→	←→	←→	

朝延長

夕延長

- ・ 小学校開校日は、授業終了から18時まで開所しています。
- ・ 長期休業中や振替休日等の1日開所日は、8時から18時まで開所しています。
- ・ 夏季休業中(7月、8月)のみ、土曜日開所しています。
- ・ 延長利用の許可を受けた場合は、利用時間を延長することができます。
朝延長：7時30分～8時 夕延長：18時～19時
- ・ 以下の日はお休みです。

アフタースクール休所日
土曜日(夏季休業中を除く)、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日) 感染症等による学校閉鎖日、警報発令等による学校臨時休校日、市長が必要と定めた日

▶**利用区分**

利用区分	内容
通常利用	1年を通して利用(長期休業中を含む)。
長期休業中利用	小学校の長期休業中のみ利用。 ・ 春季休(4月)、夏季休(7月、8月)、冬季休(12月～1月)、 春季休(3月)のみ利用可能。 ・ 長期休業中以外は利用できません。

- ・ いずれの利用区分も入所要件があります。
- ・ 1日だけ利用したい場合は「一時預かり」(事前申込要)があります。(P.11 参照)

3 入所の要件・申込みについて

アフタースクールには入所要件があります。保護者が、放課後・長期休業中に児童の保育ができない状況を示す証明書等を添付する必要があります。

入所要件を満たさない場合や年度途中の申込みの場合は、各アフタースクールの受入状況等により他の利用区分での入所をお願いする場合や入所をお断りする場合もあります。

▶児童についての要件

市内在住の小学生でアフタースクールでの集団生活が可能であること。

※特別な支援を要する場合は、受入れ体制を検討するため、児童の障がいの程度等を「アフタースクール入所申込書兼児童台帳」(以下、入所申込書)の「3. 入所児童に関する事項」に、可能な限り記入してください。なお、記入された情報は、目的外の利用はいたしません。

※身体障害者手帳等をお持ちの場合は、入所申込書に記入し、手帳等の写しを添付してください。必要に応じて面談を行います。

▶入所対象となる要件

保護者の就労や妊娠・出産、疾病・障がい等の理由により、入所を希望する児童を家庭において適切に保育できないこと。ただし、長期休業中、学校行事の振替休日は保護者の責任において、アフタースクールへの送迎が可能であること。

▶利用区分ごとの利用可能な要件 ※利用区分を変更する場合も注意してください。

【通 常 利 用】

・(1～3年生)週3日以上かつ学校終了から午後3時までの間、保育ができない場合

・(4～6年生)週3日以上かつ学校終了から午後4時までの間、保育ができない場合

【長期休業中利用】

・(全学年)長期休業中において週3日以上かつ1日4時間以上、保育ができない場合

※要件の基準時間を満たさない場合でも、事情を考慮して入所決定する場合があります。

お申込み前に、こども育成課(TEL:0795-88-5751)までお問合せください。

▶当初入所申込

入所申込受付開始後は申込みが集中するため、当初入所申込期間を設けております。

年度途中からの入所を希望される場合も、この期間中に申込みが可能です。

前年度から継続して利用する場合も、申込みが必要です。

申込受付期間	令和8年9月28日(月) ～ 令和8年 11 月2日(月)	
受付場所	各アフタースクール 教育部こども育成課(山南支所3階)	
入所までの流れ (4月入所の場合)	9月28日 ～11月2日	入所申込
	2月上旬	市から「アフタースクール入所承諾書」等を発送
	3月10日まで	「児童票」をアフタースクールへ提出
	3月25日まで	保護者アプリ「CoDMON」(コドモン)の登録 登録後、アプリから利用予定を申請
	その他	(新規利用者のみ)口座振替開始の手続き (該当者のみ)アフタースクール利用料金減免申請書を提出

▶随時入所申込

当初入所申込期間中に申込みできなかった場合でも、随時入所を受け付けております。

申込受付期間	入所希望月の前月 10 日まで（開庁日）	
受付場所	各アフタースクール 教育部こども育成課（山南支所3階）	
入所までの 流れ	入所希望月の 前月 10 日まで	入所申込
	入所希望月の 前月 20 日頃	市から「アフタースクール入所承諾書」等を発送
	利用開始月の 前月 25 日まで	保護者アプリ「CoDMON」(コドモン)を登録 登録後、アプリから利用開始月分の利用予定を申請
	利用開始月の 前月末まで	「児童票」をアフタースクールへ提出
	その他	(新規利用者のみ)口座振替開始の手続き (該当者のみ)アフタースクール利用料金減免申請書を提出

▶申込時注意事項

申込み時点で、アフタースクール利用料金やスポーツ安全保険料の滞納がある場合は、滞納額を全額納付されるか、納付誓約書を提出されない限り、入所を認めません。

▶提出書類

提出書類	【必須】 ・「アフタースクール入所申込書兼児童台帳」(児童一人につき1枚) ・保育ができない状況を示す証明書(保護者一人につき1枚) ※次頁記載
	【該当者のみ】 ・入所児童の障害者手帳等(写) ・区域外就学の認定証(写)

・認定こども園等の入所申込と、保育ができない状況を示す証明書が重複する場合は、証明書の写しで申込可能です。

・入所児童が、障害者手帳等をお持ちの場合は、手帳等の証書の写しを提出してください。

・区域外就学(お住まいの地域と異なる小学校に通学)されている場合は、教育委員会が発行する認定証の写しを提出してください。

【再入所する場合】

・年度途中に退所しても、保護者が保育できない状況であれば再入所することが可能です。

・再入所の申請には、上記「提出書類」を再度ご提出ください。ただし、保護者の保育ができない状況に変更がない場合は、「入所申込書」と「誓約書」の提出で申込可能です。次頁の申請事由の中で★がついている要件のみ対象です。

【保育ができない事由及び証明する書類一覧】

申請事由	内容	提出書類	注意事項等
★ 【 就 労 】	就労していること。	・「就労証明書」（全員） ・「就労状況申告書」（該当者のみ）※添付資料要	自営業でない場合、「就労証明書」は就労先が作成されたものを提出してください。ご自宅から就労先までの移動時間を考慮して、入所審査します。
【妊娠・出産】	妊娠中、または出産後間もないこと。	・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）」	【入所期間】 出産予定日の8週間前の日が属する月の初日から、出産日から8週間が経過する日の翌日が属する月の末日まで。
★ 【疾病・障がい】	保護者が疾病にかかる、負傷している、または精神・身体に障がい有していること。	・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「診断書（丹波市指定様式）、または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し」	【入所期間】 (<u>診断書</u>)治療期間の定めがある場合 期間終了日もしくは診断日から1年後のうち、期間の短い日の属する月の月末まで。 (<u>診断書</u>)治療期間の定めがない場合 診断日から1年後の属する月の末日まで。 (手帳) 入所希望期間で入所決定。
★ 【介護・看護】	保護者が同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「診断書（丹波市指定様式）、または被介護者の障害者手帳、介護保険被保険者証（要介護1以上）いずれかの写し」	【入所期間】 上記「疾病・障がい」と同じ。
★ 【災害復旧】	震災・風水害・火災などの災害の復旧にあたっていること。	こども育成課へご相談ください。必要に応じて書類の提出をお願いします。	
【求職活動中】	求職活動（起業準備を含む）を行っていること。	・「求職活動申立書」 ・「ハローワーク登録証」の写し（該当者のみ）	【入所期間】 3か月 ※期間延長は原則不可。
★ 【 就 学 】	学校・専修学校・その他これらに準ずる教育施設に在学していること、または職業訓練校などにおける職業訓練を受けていること。	・「保育を必要とする事由申立及び確認書」 ・「在学証明書（学生証の写し）又は職業訓練を受講していることが分かる書類」	【入所期間】 入学から卒業予定日、または修了予定日の属する月の末日まで
【虐待・DV】	児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあること。	こども育成課へご相談ください。必要に応じて書類の提出をお願いします。	
【育休特例利用】	保護者が育児休業を取得していること。	・「育児休業証明書兼育児休業による保育の継続実施申立書」	自営業でない場合、提出書類は就労先が作成されたものを提出してください。 【入所期間】 育児休業にかかる子どもが満1才に達する日が属する月の末日、または就労復帰予定日の属する月の末日のいずれか早い方。 (<u>入所可の場合</u>) ・アフタースクール入所希望の児童が、令和9年3月まで保育施設を利用して、同年4月からアフタースクールを利用する場合。 ・保護者が育児休業取得時に、既にアフタースクールを利用している児童が継続して利用が必要な場合。 (<u>入所不可の場合</u>) ・育休特例利用を申請理由とした、年度途中の新規入所。
★ 【 そ の 他 】	上記に類する状態として市が認める場合。	こども育成課へご相談ください。必要に応じて書類の提出をお願いします。	

4 入所承諾後の事務手続きについて

入所が決定すると、「入所承諾書」のほか、アフタースクール利用開始に当たって必要な書類を送付します。ご確認の上、期日までに提出・手続きをしてください。

提出書類・手続き	対象者	内容等
児童票	全員	【提出先】各アフタースクール
保護者アプリ 「CoDMON」(コドモン) の登録	新規入所者	丹波市のアフタースクールでは、保護者様との連絡ツールとして、業務支援システム「CoDMON」(コドモン)を導入しています。 新規入所者にはIDを発行しますので、利用開始までにお持ちのスマートフォン等に登録をお願いします。 詳細は「入所承諾書」に同封の通知をご確認ください。
利用予定申請	全員	上述のコドモンから、利用予定の申請をしてください。
口座振替依頼書	・新規申込者 ・口座変更希望者	【提出先】口座振替を希望する口座がある金融機関 1世帯につき1口座のみ登録可能です。 過去に兄弟で口座振替をされていた場合は手続き不要です。
利用料金減免申請書	該当者のみ	【提出先】各アフタースクール・教育部こども育成課

5 入所承諾の取消について

アフタースクールは、放課後の保育を必要とする利用者へのサービスです。他の利用者の利用や運営に支障をきたす場合、入所承諾を取消す場合があります。

▶入所承諾の取消事由

- ①入所申込書や提出書類に、虚偽が確認された場合。
- ②入所承諾後の事務手続きが期日までにされていない場合。
※入所されない場合は、必ず「退所届」(区分:辞退)の提出が必要です。
- ③理由を問わず3か月以上のアフタースクール利用料金やスポーツ安全保険料の滞納が続き、その後も納付がない場合。
- ④放課後児童支援員及び補助員(以下、「支援員」という)への暴言・暴力をはじめ、支援員の指導が守れない等、アフタースクールを利用する児童が集団生活を送ることに支障をきたす場合。
- ⑤上記④の状況に際して、保護者の協力が得られない場合。
- ⑥その他、管理運営上、不相当と認められる場合。

6 スポーツ安全保険について

アフタースクールに入所されると、アフタースクール傷害保険(スポーツ安全保険)に**必須**で加入いただきます。掛金(保険料)は、入所後に口座振替または納付書にて納付いただきます。

なお、納入いただいた保険料は、一度も利用なく退所した場合でも、返金できません。

保険の適用範囲		
アフタースクールの管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動場所との通常の経路往復中の傷害・賠償責任事故を補償します。(ただし、学校の管理下における活動中の事故を除きます。)		
保険金種別	対象となる治療期間・限度日数	保険金額
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の死亡	3,000万円
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の後遺障害	(最高) 4,500万円
入院保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院	(日額) 4,000円
通院保険金	支払日数は 30 日を限度とし、 事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院	(日額) 1,500円

7 利用料金等について

アフタースクールの利用には利用区分に応じた利用料金と、スポーツ安全保険料の支払いが必要です。

種類		金額
アフタースクール利用料金	基本利用料金	通常利用:月額 5,000 円 長期休業中利用:日額 400 円
		【注意】(8月)通常・長期ともに月額 10,000 円
		一時預かり:日額 1,000 円
	延長利用料金	夕延長:800 円/回 (月上限 8,000 円) 朝延長:400 円/回 (月上限 4,000 円)
スポーツ安全保険料		年額 800 円
実費負担金		間食代、行事材料代等が必要な場合があります。保護者からアフタースクールの支援員へ直接お支払いください。

※月額利用料金は、1日も利用されない場合でも、**休所または退所しない限り発生**します。利用の予定がない場合は、速やかに休所願または退所届を提出してください。

8 利用料金等のお支払いについて

アフタースクール利用料金とスポーツ安全保険料は、口座振替による引落としまたは納付書による窓口納付でお支払いいただきます。

利用料金や保険料に未納がある場合は、入所承諾の取消し・退所となることがあります。また、次年度の入所をお断りする場合があります。

種類	お支払期日(引落日)	お支払方法
アフタースクール利用料金	利用月の翌月 25 日	・口座振替 ・納付書払い のいずれか
スポーツ安全保険料	入所月の翌月末日	

【口座振替】

- ①口座登録がある場合は、上記表の期日(期日が金融機関の休業日の際は、その翌営業日)に口座振替します。**振替日の前日までに、残高確認をお願いします。**
- ②口座振替の利用には、金融機関にて手続きが必要です。振替口座をお持ちの下記いずれかの金融機関に、「口座振替依頼書」を提出してください。

(口座振替可能な金融機関)

丹波ひかみ農協、中兵庫信用金庫、みなと銀行、但馬銀行、兵庫県信用組合、ゆうちょ銀行

- ③手続きのタイミングにより、希望する月からの口座振替に間に合わない場合がありますので、お早めにご手続きをしてください。
- ④前年度から振替口座を継続利用する場合や、他のきょうだいの利用時に金融機関で手続き済の場合は、改めて手続きする必要はありません。
- ⑤1世帯につき1口座のみ登録可能です。きょうだい別に振替口座を登録することはできません。
- ⑥**残高不足等により口座振替が行えなかった場合の再振替は行いません。**後日送付する納付書により、納入期限までに市役所会計課・各支所窓口または以下いずれかの金融機関窓口でお支払ください。

(窓口納付可能な金融機関)

丹波ひかみ農協、中兵庫信用金庫、みなと銀行、京都銀行、京都北都信用金庫
兵庫県信用組合、ゆうちょ銀行

【納付書】

- ①口座登録がない場合は、納付書を送付します。上記表の期日(期日が金融機関の休業日の際は、その翌営業日)までにお支払いください。
- ②市役所会計課・各支所窓口または上記窓口納付可能な金融機関窓口でお支払可能です。

9 変更・休所・退所の事務手続きについて

アフタースクール利用の変更や、休所・退所をするときは、手続きが必要です。手続きが遅れた場合、希望する月での変更、休所、退所ができない場合があります。

家庭や地域で適切な保育が可能となった場合や入所要件を満たさなくなった場合は、利用区分の変更や退所をする必要があります。

▶変更・取下的手続き

手続き内容	提出書類	提出先	締切
・利用区分を変更するとき ・保育ができない事由を変更するとき ・利用期間を変更するとき ・通所アフタースクールを変更するとき ・住所や家族構成等を変更するとき ・申請を取下げるとき	・「アフタースクール入所申請記載事項変更・取下届」(以下、変更届) ・「変更後の保育ができない状況を示す証明書」	各アフタースクール 教育部こども育成課	変更希望月の 前月 10 日まで

▶休所の手続き ※新制度(令和9年4月より)

手続き内容	提出書類	提出先	締切
・休所するとき	・「アフタースクール休所願(兼利用料金免除申請書)」	各アフタースクール 教育部こども育成課	休所する月の前 月 20 日まで

- ①令和9年度より、休所制度を導入します。疾病その他の理由により、アフタースクールの利用予定が一定期間ない場合、アフタースクールを休所することができます。
- ②休所期間中は、アフタースクール利用料金の支払いは免除されます。
- ③休所期間中に一時預かりを利用した場合、利用料金免除の適用外となり、利用区分に応じた利用料金を徴収します。
- 例) 通常利用で通年利用中、8月を休所。休所期間中に、一時預かりで1日施設利用。
一時預かりの日額 1,000 円ではなく、8月の通常利用の月額 10,000 円を徴収します。
- ④休所期間中のきょうだい2人目以降の利用料金減免について、利用児童に応じた利用料金を徴収します。
- 例) 兄弟2人が通常利用で通年利用中、兄のみ休所。
兄の休所期間中は弟のみの利用となるため、弟にはきょうだい2人目の減免はありません。
- ⑤入所月から休所した場合も、スポーツ安全保険料は入所月の翌月末に徴収します。なお、休所のまま一度も施設の利用なく退所した場合も、スポーツ安全保険料の支払いは必要です。

▶退所の手続きの場合

手続き内容	提出書類	提出先	締切
・退所するとき ・一時的に利用をしないとき	・「アフタースクール退所届」(区分:退所)	各アフタースクール 教育部こども育成課	退所する月の 20 日まで
(入所決定後)・令和9年4月の入所を辞退するとき	・「アフタースクール退所届」(区分:辞退)		令和9年 3月 10 日(水)
(入所決定後)・令和9年5月以降の入所を辞退するとき	・「アフタースクール退所届」(区分:辞退)		利用開始月の 前月 20 日 まで

- ①退所日は、退所月の末日となります。
- ②2か月以上利用予定がない場合は、「アフタースクール退所届」を提出してください。
- ③「退所届」を提出されない場合、利用の有無に関係なく、月額利用料金が発生します。
- ④一度も施設の利用なく退所した場合も、スポーツ安全保険料の支払いは必要です。

10 利用料金の減免制度について

減免要件に該当する場合は、アフタースクール利用料金が免除もしくは減額となります。ただし、保護者の申請が必要です。

提出書類	対象者	提出先	締切
「アフタースクール利用料金減免(減免申請取消)申請書」	下記の減免理由に該当する世帯の保護者	各アフタースクール 教育部こども育成課	減免適用を希望する月の20日まで

▶注意事項

- ①前年度に減免の適用を受けていた場合も、毎年度、申請が必要です。
- ②年度途中で申請書を提出された場合は、提出月の利用分から減免を適用します。
例) 5月15日に申請書を提出(受付) → 5月分利用料より減免適用
- ③同一世帯において2人以上の児童が入所している場合は、手続き不要です。

▶減免の対象・減免理由を示す証明書

減免の対象	減免の内容	減免理由を示す書類
★ 生活保護を受けている保護者の世帯に属する児童	利用料金の全額	福祉事務所長が証明する証書又は通知書の写し
生活保護を要する方に準じる保護者の世帯に属する児童	利用料金の2分の1	・同一世帯の所得証明書(現年度分) ・教育委員会に就学援助の申請をされる場合は、添付書類は不要です。
児童扶養手当の受給者証を保有する保護者の世帯に属する児童	利用料金の2分の1	児童扶養手当受給者証の写し
★ 被災者及びその他特別な事情があると認められる保護者の世帯に属する児童	利用料金の2分の1	事実を証明する書類等
★ 上記の事項に関わらず、同一世帯において2人以上の児童が利用している場合(うち年長児童は除く。)	利用料金の2分の1	申請不要

▶一時預かり利用料金の減免について

一時預かり利用料金の減免対象は、上記の表のうち★がついている要件のみです。
申請が必要なものについては、必要書類を提出してください。

▶同一世帯にアフタースクール入所児童と一時預かりを利用する児童がいる場合

上記の場合、一時預かりを利用する児童から減免します。

《例》 弟:通常利用 5,000 円

兄:一時利用 1,000 円 → (減免)500 円となります。

▶減免理由を喪失した場合

減免理由を喪失した際は、減免取消申請が必要です。再度「アフタースクール利用料金減免(減免申請取消)申請書」(申請理由:減免取消申請に☑)を提出してください。

なお、減免理由の喪失時点から減免の対象外となります。減免理由の喪失が後日判明した際は、喪失時点まで遡及してアフタースクール利用料金を徴収します。

1 1 一時預かりについて

アフタースクールに入所していない児童や利用期間中でない場合でも、事前に申し込むことで一時的にアフタースクールを利用することができます。

▶申込みについて

【申込期限】 利用を希望する日の前日 ※午後5時まで(土・日・祝日を除く。)

【申 込 先】 各アフタースクール

【申込方法】 申込先へ電話で連絡してください。

▶一時預かり利用料金 1,000 円／日

※利用月の翌月に納付書を送付しますので、納入期限までに市役所会計課・各支所窓口、金融機関でお支払いください。口座登録がある場合は、口座振替を行います。

※利用に際して、実費負担金(間食代・行事材料代等)が必要な場合があります。詳細は、各アフタースクールへお問合せください。

※スポーツ安全保険は加入対象外となります。予めご了承ください。

1 2 緊急時の対応について

感染症等への対策のため、以下と異なる対応となる場合があります。

▶怪我等の場合

- ①軽度の怪我の場合は、アフタースクールで対応します。特に必要がある場合は保護者へ連絡し、お迎えを要請する場合があります。
- ②37.5 度を超える熱がある場合や病気を発症した場合は、お迎えを要請します。
- ③その他、利用児童の安全を確保する上で、特に必要がある場合は、お迎えを要請する場合があります。

▶警報が発表された場合

- ①原則として、レベル3大雨警報、レベル3氾濫警報、レベル3土砂災害警報、暴風、大雪、暴風雪の警報が発表され、学校が休校になった場合は休所します。

また、学校で「引き渡し」となった場合は、警報の発表に関係なく休所します。

- ②午前8時から開所の場合は、午前6時 30 分時点で警報の発表があれば、原則休所します。

その後、警報が解除になっても開所しません。

ただし、午前6時 30 分時点で警報が発表されていても、天候の回復が見込め、安全が確保できる場合は、教育部こども育成課で状況を確認し、開所するかを判断します。開所の場合は、午前7時 30 分を目途に、防災行政無線の放送とコドモンの配信でお知らせします。

- ③緊急時にアフタースクールへ連絡がつかない場合は、下記担当課へ連絡してください。

教育部こども育成課:0795-88-5751

※警報が発表されていても開所する場合以外は、防災行政無線による連絡は原則行いません。

▶学校が臨時休校・閉鎖等となった場合

- ①学校が臨時休校の場合は、アフタースクールを休所します。
- ②学年閉鎖の場合は、当該学年の児童はアフタースクールを利用できません。
- ③学級閉鎖の場合は、当該学級の児童はアフタースクールを利用できません。

※きょうだい等で学級閉鎖の差異がある場合、他児童への感染予防の観点から利用についてはご検討ください。

▶防災メールについて

気象警報や地震情報、避難勧告等の緊急情報がメールで発信されます。下記のアドレスに空メールを送信すると、返信メールが届きます。メール本文内にある「利用規約(必読)」を必ず読んでいただき、同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

【丹波市防災メール】 tamba@bosai.net

アフタースクール入所申込書兼児童台帳 (新規・継続・再入所)

記入例

受付印

該当するものを選択してください。

- ◆ 前年度(令和8年度)は入所していない場合:「新規」
- ◆ 前年度(令和8年度)は入所している場合:「継続」
- ◆ 令和9年度途中に再度入所する場合:「再入所」

②入所審査に必要な場合、認定こども園等入所申請時の提出書類と情報共有を図ること。

③入所申込以前(前年度含む)のアフタースクール利用料金等の滞納を理由に、入所不決定となっても異論はないこと。

1. 申請者情報 (令和9年4月1日現在)

令和 年 月 日提出

ふりがな	たんば ちかこ	郵便番号	〒669-3198
代表保護者氏名	丹波 親子	住所	丹波市 山南町 谷川1110番地
第1連絡先 (優先)	(☐ 自宅・ ☐ 会社・ ☒ 携帯)	090 - 0123 - △△△△	☒ 父・ ☐ 母・ ☐ その他()
第2連絡先	(☐ 自宅・ ☐ 会社・ ☒ 携帯)	080 - 1234 - ▽▽▽▽	☐ 父・ ☒ 母・ ☐ その他()

2. 申請事項 (令和9年4月1日現在)

入所希望のアフタースクール名		ちーたん アフタースクール			
入所児童	ふりがな	たんば かずお	生年月日	H・R 29年5月1日生	
	氏名	丹波 一男	学校名	ちーたん 小学校	
			学年	令和8年度 4 年生	
同居家族 (入所児童を含む)	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢 4/1時点	勤務先・通学・通園先など
	丹波 親男	父	T・S H・R 54. 5. 11	47 才	たんば株式会社
	丹波 親子	母	T・S H・R 58. 6. 22	43 才	ちーたん銀行たんば支店
	丹波 一男	本児	T・S H・R 29. 5. 1	9 才	ちーたん小学校4年生
	丹波 義男	弟	T・S H・R	7 才	ちーたん小学校2年生
	丹波 祖母子	祖母	T・S H・R		
希望利用区分 ※希望する区分に☑してください。		☒ 通常利用(長期休業中も) ☐ 長期休業中のみ利用			
入所希望期間 ※必ず記入してください。		令和 9 年 4 月 ~ 令和 10 年 3 月まで利用			
利用希望日数		週 5 日程度			

希望する利用区分に☑を入れてください。

希望する入所期間を記入してください。
入所申込時の要件(求職活動中等)により、入所希望期間よりも短い期間で入所決定することがあります。

※市記入欄

受付	審査	入力	利用区分	入所決定期間	納付状況	児童番号
/	/	/	☐ 通常 ☐ 長期	R 年 月 ~ R 年 月	☐ 利用料 ☐ 保険料	

3. 入所児童に関する事項 ※該当する項目に☑してください。

- ・児童に応じた適切な保育を実施するために必要な情報となります。詳細にご記入ください。
- ・前年度利用時に申告いただいていた場合も、毎年度申告が必要です。
- ・アフタースクールでの生活にあたり、アフタースクール支援員に伝えておきたい事項は、入所決定後にアフタースクールへ提出する「児童票」に記入してください。

心身障がい	☑ 無 □ 有 ()
通級指導教室の利用	□ 無 ☑ 利用している □ 申請中
特別支援学級への在籍	☑ 無 □ 在籍している □ 申請中
手帳等取得状況 ※手帳等の写しを添付してください	☑ 無 □ 身体障害者手帳 (級) □ 療育手帳 (A ・ B 1 ・ B 2) □ 精神障害者保健福祉手帳 (1 ・ 2 ・ 3 級) □ 特別児童扶養手当
アレルギー情報	□ 無 ☑ 有 (小麦)
アナフィラキシーの既往歴	☑ 無 □ 有 ()
入所にあたり支援や配慮が特に必要な事項	入所後の受け入れ体制の検討や、保育の参考として必要な情報となります。 漏れのないように記入してください。 また、気になる事項があれば記入してください。
専門機関等	() にかかっている。

4. 保育を必要とする事由 ※申請事由に応じた書類を添付してください。

- ・父親の状況 ※該当する項目に☑してください。

就労している	就労形態	☑ 会社勤務 □ 自営業・農業 □ その他 ()
	就労場所	☑ 自宅外 □ 自宅 通勤手段 ☑ 自動車 □ 徒歩 □ 電車 □ その他 ()
	通勤時間	(30 分・時間) ※日により 入所審査に必要なため、必ず記載してください。
就労していない	□ 勤務先内定 □ 疾病・障がい □ 介護・看護 □ 災害復旧 □ 求職活動中 □ 就学 □ 育児休業 □ その他 ()	
添付資料	☑ 以下に該当する場合は☑してください。 認定こども園等入所申込時に書類提出済。複写によりアフタースクール入所審査希望。	
不在の場合	□ ひとり親家庭(離婚・未婚・死別・離婚調停中) ※離婚調停中の場合は、別途裁判所が発行する書類が必要 □ 単身赴任(場所:) □ その他 ()	
復職予定日	令和 年 月 日	

- ・母親の状況 ※該当する項目に☑してください

就労している	就労形態	☑ 会社勤務 □ 自営業・農業 □ その他 ()
	就労場所	□ 自宅外 □ 自宅 通勤手段 □ 自動車 □ 徒歩 □ 電車 □ その他 ()
	通勤時間	(20 分・時間) ※日によって勤務地が異なる場合は、おおよその時間を記入してください。
就労していない	□ 勤務先内定 □ 妊娠・出産 □ 疾病・障がい □ 介護・看護 □ 災害復旧 □ 求職活動中 □ 就学 □ 育児休業 □ その他 ()	
添付資料	☑ 以下に該当する場合は☑してください。 認定こども園等入所申込時に書類提出済。複写によりアフタースクール入所審査希望。	
不在の場合	□ ひとり親家庭(離婚・未婚・死別・離婚調停中) ※離婚調停中の場合は、別途裁判所が発行する書類が必要 □ 単身赴任(場所:) □ その他 ()	
復職予定日	令和 年 月 日	出産予定日 令和 年 月 日

5. その他特記事項

祖父の通院のため、月に2回程度延長保育を希望します。

就労証明書

丹波市長

宛

記入例

入所希望月の内容で記入ください。
チェック☑で記入してください。
生年月日や期間等は西暦で記入ください。

だけです。

証明日 西暦 2026 年 月 日
事業所名 株式会社〇〇〇〇
代表者名 △△ △△
所在地 兵庫県丹波市柏原町〇〇番地
電話番号 0795 — 〇〇 — 〇〇
担当者名 〇〇 〇〇
記載者連絡先 080 — 〇〇 — 〇〇

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に

入所希望月の内容で記入ください。
チェック☑で記入してください。
生年月日や期間等は西暦で記入ください。

「雇用（予定）期間等」について【有期】 の場合は、No. 4 欄にて雇用期間終了後の 更新有無について記入ください。		☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☒ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他（保育教諭）	
2	フリガナ 本人氏名	タンバ チカコ 丹波 親子	
3	雇用（予定）期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2021 年 4 月 1 日 ～ 年 月 日	
4	（雇用契約の）満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有（予定） ☐ 無 ☐ 未定	
5	本人就労先事業所	名称 株式会社〇〇 ××支店 住所 丹波市永上町〇〇番地	
6	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他（ ）	
7	就労時間 （固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 合計時間 月間 175 時間 0 分（うち休憩時間 1,200 分） 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 0 分 ～ 17 時 15 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜 時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分） 日祝 時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）	
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間 月間 週間 就労日数 月間 週間 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分	
8	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2026 年 9 月 年月 2026 年 8 月 年月 2026 年 7 月 20 日／月 180.00 時間／月 22 日／月 195.00 時間／月 20 日／月 182.00 時間／月	
9	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 期間 2026 年 10 月 20 日 ～ 2027 年 1 月 21 日	
10	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2027 年 1 月 22 日 ～ 2027 年 9 月 30 日	
11	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他（ ） 期間 年 月 日 ～ 年 月 日	
12	復職（予定）年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 10 月 1 日	
13	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 10 月 1 日 ～ 2028 年 9 月 30 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 8 時 30 分 ～ 16 時 0 分（うち休憩時間 60 分）	
14	保育士等としての勤務実態の 有無	☐ 有 ☐ 有（予定） ☒ 無	
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可（予定） ☐ 否	
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可（予定） ☒ 否	
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ～ 年 月 日	
18	備考欄	毎日15分程度の残業あり 勤務時間について書きにくい場合は備考欄で補記ください。	
19	以下は、保護者が記入してください。	生年月日 施設名 2017 年 5 月 1 日 ちーめんアフタースクール 児童名 生年月日 施設名 丹波 次男 2019 年 8 月 11 日 ちーめんアフタースクール 児童名 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日	

【就労状況申告書】

記入例

裏面

就労証明が親族の証明である場合又は自営業・内職・農業等の場合は下記に添付書類と併せて提出ください。

認定こども園等を利用する方で、添付書類が提出できない場合は下記の事項にご留意ください。

- ・利用調整点数が減点となり、入所の優先度が下がり
- ・保育短時間での認定を行う場合があります。

必ず該当する項目に☑をお願いします。

《全員記入》

①事業形態	☐ 自身が経営者 ☒ 経営者以外（ ☒ 配偶者が経営 ☐ 親族が経営（続柄）） ☐ 内職
②職場と住居の状況	☐ 職場と住居が同一 ☐ 職場と住居が同じ建物内または隣接 ☒ 職場と住居が離れている
③給与形態	☒ 固定給を受け取る（源泉徴収票 有 ・ 無） ☐ 売上（出来高）による ☐ 実働日数・時間に応じて日給・時間給として受け取る
④所得税の申告	☒ 確定申告 ☐ 源泉徴収 ☐ 専従者 ☐ その他（ ）

★添付が必要なもの

経営者の場合	営業許可証、開業届、登記事項証明等（氏名が記載されたもの）のいずれか1点の写し ※上記の書類がない場合は、確定申告書、源泉徴収票、直近1か月分の給与明細等（氏名が記載されたもの）のいずれか1点の写しでも可。
経営者以外の場合	確定申告書、源泉徴収票、直近1か月分の給与明細等（氏名が記載されたもの）のいずれか1点の写し
内職の場合	1か月分の収入が分かる工賃支払明細書等の写し（直近3か月以内）
いずれも添付ができない場合は、一番下の【1週間の就労スケジュール】提出できない理由を記入ください。	

農業等されている方のみ記入ください。

《農業等されている方のみ記入》

面積	☒ 田（ 100 a） ☒ 畑（ 100 a） ☐ その他（ ）		
作物の名称及び作業に従事する期間	作物名 いちご 作物名 トマト 作物名 ほうれんそう	☒ ハウス ☐ ハウス ☐ ハウス	期 間 12月から 3月まで 4月から 8月まで 9月から 12月まで
畜産種類	☐ 牛（ 頭）・豚（ 頭）・鳥（ 羽） ☐ その他（ ）		
主な出荷先			

面積、作物名、作業期間等、該当する項目について詳しく記入ください。

※不明な点は照会・現地調査
※申告内容に虚偽があった場

【1週間の就労スケジュール】

上記の添付書類が提出できない理由及び平均的な1週間の就労状況をご自身で記入ください。

なぜ、提出ができないかできるだけ具体的にご記入ください。

提出できない理由（就労予定であり、提出時点で就労実績がなく提出できる書類がないため）

時間※	例	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
6:00								
8:00	出社勤務	出社勤務		出社勤務	出社勤務	出社勤務		
10:00	↓							
12:00	休憩勤務	休憩勤務		休憩勤務				
14:00	移動							
16:00	現場移動	退社		退社				
18:00	退社							

上記に記載の書類を添付できない方のみ提出できない理由及びスケジュールを記入ください。

※ 勤務時間は実際に就労される時間に書き直していただいても結構です。

保育を必要とする事由申立及び確認書

申立者

氏名 **丹波 親子**

児童との続柄 父・**母**・その他 ()

■妊娠・出産の場合

令和 9 年 4 月 20 日 (出産 ・ **出産予定**)

※母子健康手帳表紙(父・母の氏名が記入されたページ)及び分娩予定日が記入されたページの写しを添付ください。

■疾病・負傷・障害のある場合

疾病名	大腿骨骨折		
症状	左大腿骨を骨折し、完治に時間がかかる。治療後もリハビリになるため保育ができない。		
回復までの期間	令和 9 年 8 月 31 日頃まで	または	通年
利用している病院名	〇〇病院 通院 ・入院		
	(通院の場合) 週 ・月 3 回程度		
	(入院の場合) 月 日入院 ~ 月 日退院(予定)		

※ 医師の診断書(様式指定)または障害者手帳等の写しを添付ください。

■介護・看護の場合

介護・看護の対象者	住所	丹波市山南町谷川〇〇		
	氏名	丹波 祖母子	児童との続柄	母の母
	別居で介護等を要する理由(なぜ、あなたが介護等をする必要性があるのか、具体的に記入ください。) 一人暮らしであり、他に介護をする者がいないため。			
回復までの期間	年 月 日頃まで	または	通年	
介護・看護に必要な日数、時間	週 ・月 5 日程度	10 時 00 分 ~ 15 時 00 分		
症状及び常時介護が必要な理由	介護等の内容について詳しく記入してください。 骨折のため歩行ができず、家の中の移動、着替え、入浴、食事、排泄にも常に介護が必要な状態で、私が介護を行っています。			
利用している病院名	〇〇病院 通院・ 入院			
	(入院の場合) 6 月 10 日 入院 ~ 7 月 30 日 退院(予定)			

※ 医師の診断書、または障害者手帳・介護保険被保険者証(要介護1以上)の写しを添付ください。

■災害復旧の場合

被災状況	〇月〇日の水害・火災・地震により、自宅が半壊した。
復旧見込み	令和 9 年 8 月頃 予定

※ 災害証明書を添付ください。

■就学の場合

学校名・講座名	〇〇看護専門学校		
受講期間	令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 10 年 3 月 31 日まで(予定)		
平均授業(訓練)時間	週 ・月 5 日程度	9 時 00 分 ~ 16 時 00 分	

!! 記入欄は必ずすべて記入してください!! 記入漏れがあれば受け付けできません。

記入例

施設名・入所希望児童氏名等を全員分記入してください。

入所(希望)施設名	児童氏名	生年月日
ちーたんアフタースクール	丹波 一男	H ・R 29. 5. 1
		H・R . .

※母子健康手帳表紙(父・母の氏名が記入されたページ)及び分娩予定日が記入されたページの写しを添付してください。

医師の診断書または障害者手帳等の写しを添付してください。疾病等で、回復までの期間が判明している場合は期間の日付も記入してください。

入所決定の参考としますので、介護の状況が分かるように、詳しく記入してください。

長期入院の看護の場合、入院に○をつけ、入院予定期間を記入

入所決定の参考としますので、就学の状況が分かるように、詳しく記入してください。

アフタースクールでの生活について

アフタースクールでは、異年齢児童の集団生活や遊びを通して児童の健全な育成を援助します。

▶アフタースクールでの過ごし方について

- ①アフタースクールでの生活は、自主的な活動を中心とします。宿題等の自主学習時間を設けていますが、学習指導は行いません。
- ②欠席する場合は、アフタースクールへ直接連絡してください。
事前に決まっている場合は、保護者アプリ「コドモン」から申請してください。当日は電話又はファックスで連絡してください。なお、児童の申告による欠席は安全確保のため受付しません。
【連絡受付可能時間】 平日：午後1時～午後6時 長期休業中等：午前8時～午後6時
- ③学校休業日等の給食のない日は、お弁当・お茶を持参してください。
- ④夏季休業中にアフタースクール行事として、プール指導は行いません。
PTA主催の地区水泳を利用される場合は、各PTAのプール実施申合せ事項に従って利用してください。

▶通所・お迎えについて

- ①アフタースクールへの通所は、自力通所が原則です。長期休業中等の通所及び迎えは、必ず保護者又は代理人の方が行ってください。
 - ②通常お迎えに来られる方以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にアフタースクールへ連絡してください。
児童同士で帰宅する、又は中学生以下のきょうだい等によるお迎えは、安全確保のため行えません。
 - ③アフタースクールから習い事に通い、アフタースクールへ戻る場合は、保護者等で送迎を行ってください。
その場合、必ず支援員へ事前に連絡してください。
- ※仕事で遅くなる等、保護者や代理人のお迎えが難しい場合は、ファミリーサポートを利用できます。

アフタースクールQ&A

Q.まだ仕事をしていますが、入所の申込みはできますか？

- A.申込み可能です。
就職先が内定している場合は、就労証明書に勤務開始予定日が記載されていることを確認の上、提出してください。求職中・起業準備中の場合は「求職活動申立書」を記入の上、「ハローワーク登録証」の写しと一緒に提出してください。
ただし、求職活動中の場合、入所期間は3か月です。就職後は、速やかに就労証明書を提出してください。

Q.令和9年3月末に丹波市に転入する予定です。令和9年4月入所希望ですが、令和8年10月の当初申込み受付期間内に住民票が丹波市にありません。入所の申込みはできますか？

- A.申込み可能です。
アフタースクール入所申請書兼児童台帳は、転入予定日と転入先住所（丹波市）、現住所を記入してください。
ただし、入所日に丹波市に転入していないときは、入所承諾を取消す場合があります。

Q.長期休業中利用で申し込んだ場合、短縮授業の日や学校行事の振替休日も利用できますか？

- A.長期休業中利用の場合は、利用できません。一時預かりをご利用ください。

Q.アフタースクール・一時預かり以外に子どもを一時的に預かってもらえるところがありますか？

- A.ファミリーサポートセンター等、緊急的にサポートする制度もあります。詳しくは福祉部こども福祉課（TEL：0795-88-5750）までご相談ください。

◆ 丹波市ファミリーサポートセンター

子育て中の人が仕事や急な用事等で子どもの保育ができないときに、一時的、臨時的に地域の人が応援する会員制の子育て支援ネットワークです。援助を受けたい方、援助活動を行いたい方は**事前に会員登録**が必要です。まずは下記のファミリーサポートセンターまでお問合せください。

○丹波市社会福祉協議会
（住所） 丹波市柏原町柏原 2715 番地
（TEL） 0795-70-2244

○NPO 法人 T プラス・ファミリーサポート
（住所） 丹波市氷上町本郷 300 番地（市民プラザ内）
（TEL） 0795-82-8524

◆ 子育て家庭ショートステイ

子どもを養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由によって、家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護します。

○丹波市福祉部こども福祉課
（住所） 丹波市氷上町石生 2059 番地5（健康センターミルネ2階）
（TEL） 0795-88-5271

【お問合せ先】

丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課
アフタースクール係

〒669-3198

丹波市山南町谷川 1110 番地 山南支所 3階
（TEL） 0795-88-5751

※掲載内容は令和8年9月現在の情報です。
内容が一部変更となる場合があります。

